

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県選奨奨学金貸与規則等の一部を改正する規則

(教育財務課)

ページ

## 規則

岐阜県選奨奨学金貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県選奨奨学金貸与規則等の一部を改正する規則

(岐阜県選奨奨学金貸与規則の一部改正)

第一条 岐阜県選奨奨学金貸与規則(昭和五十八年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「一月」を「二月」に、「を知事」を「に当該連帯保証人の印鑑登録証明書添付して、知事」に改める。

第十三条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、奨学金の貸与が適当でないとき知事が認めるとき。

第十三条第二項中「以内」の下に「月賦又は」を加える。

第十四条第一項中「一」を「いずれかに」に改める。

第十七条を次のように改める。

(延滞金)

第十七条 選奨生は、第十二条又は第十三条第二項の規定により奨学金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額(その額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額)に年十四・六パーセントの割合(平成二十六年一月一日以後の期間については、当該期間の属する各年

の前年に租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年パーセントの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」という。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額（その額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額）の延滞金を支払わなければならない。ただし、奨学金を返還すべき日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセントの割合（当該期間のうち平成十二年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間については当該期間の属する各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合、平成二十六年一月一日以後の期間について特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合は当該特別基準割合に年パーセントの割合を加算した割合）とする。

第十八条第一項中「二」を「いちねが二」に改める。

原記載一市様名簿中「千円」を「万円」に

(6) 災 害 (
(7) 父母以外の所得

「	(6) 災 害 (
」	」

「」に改める。同様式裏備考に次の一号を加える。

5 貸与が決定した場合は、誓約書（連帯保証人は、印鑑登録を受けた印で押印）及び連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

原記載一市様名簿中「奨学金は」を「奨学金を」に、「意思」を「意志」に、「はい・いいえ・親が（一部・全額）返還する予定」を「はい・いいえ」に改める。

「2 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は原記載三市様名簿中 こと。

「2 申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は親権者又は後見人とする こと。

3 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印と。

4 1人は親権者又は後見人とする こと。

し、印鑑登録証明書を添付すること。

原記載五市様名簿中	「	備置期間 (予定)	」	を	「	備置期間	」	に改め、同様式に備考
-----------	---	-----------	---	---	---	------	---	------------

として次のように加える。

備考 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印すること。

原記載六市様名簿中	「	半年賦	」	を	「	かこむ	」	に改める。
		月賦	」			囲む	」	

原記載十三市様名簿中「印鑑証明登録がしてある印」を「、印鑑登録を受けたもの」に、「印鑑証明書の写し」を「印鑑登録証明書」に改める。

（岐阜県高等学校教員給与支払規則（昭和三十二年四月）の二条を）

第二条 岐阜県高等学校教員給与支払規則（平成十四年岐阜県規則第七十三号）の二条を次のように改正する。

- 第七条第一項中「一月」を「一月」に、「を」を「を」に改め、同項連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、「知事」に改める。
- 第十一条第一項中「二」を「二」に、「を」を「を」に改め、同項連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、「知事」に改める。
- 第十三条第一項中「二」を「二」に、「を」を「を」に改め、同項連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、「知事」に改める。
- 第十四条第一項中「二」を「二」に、「を」を「を」に改め、同項連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、「知事」に改める。
- 第十五条第一項中「二」を「二」に、「を」を「を」に改め、同項連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、「知事」に改める。
- 第十六条第一項中「二」を「二」に、「を」を「を」に改め、同項連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、「知事」に改める。
- 第十七条第一項中「二」を「二」に、「を」を「を」に改め、同項連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、「知事」に改める。
- 第十八条第一項中「二」を「二」に、「を」を「を」に改め、同項連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、「知事」に改める。

第十三条を次のように改める。  
(延滞金)

第十三条 奨学生は、第十条又は第十一条第二項の規定により奨学金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額(その額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が二千円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額)に年十四・六パーセントの割合(平成二十六年一月一日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年七・三パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額(その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額)の延滞金を支払わなければならない。ただし、奨学金を返還すべき日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセントの割合(当該期間のうち平成十二年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間については当該期間の属する各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合、平成二十六年一月一日以後の期間については特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合は当該特別基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合)とする。

第十四条第一項中「一」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改める。  
別記第一号様式備考に次の一号を加える。

6 貸与が決定した場合、誓約書(連帯保証人は、印鑑登録を受けた印で押印)及び連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

別記第三号様式備考に次の一号を加える。

3 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

別記第四号様式備考第三号中「印鑑登録してある印を押印し、印鑑証明書の写しを添付」を「、印鑑登録を受けたものを押印」に改める。

別記第五号様式中

「 捺印」

を

「 捺印」

に改める。

別記第十二号様式備考中「印鑑登録してある印」を「、印鑑登録を受けたもの」に、「印鑑登録の印」を「印鑑登録の印」に改める。

(岐阜県子育て支援奨学金貸与規則の一部改正)

第三条 岐阜県子育て支援奨学金貸与規則(平成十八年岐阜県規則第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「一月」を「二月」に、「を知事」を「に当該連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して、知事」に改める。

第十二条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、奨学金の貸与が適当でないと知事が認めるとき、第十二条第二項中「又は前項」を「、又は前項」に改め、「以内に」の下に「月賦又は」を加える。

第十四条を次のように改める。

(延滞金)

第十四条 奨学生は、第十一条又は第十二条第二項の規定により奨学金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額(その額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が二千円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額)に年十四・六パーセントの割合(平成二十六年一月一日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年七・三パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額(その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額)の延滞金を支払わなければならない。ただし、奨学金を返還すべき日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセントの割合(当該期間のうち平成十二年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間については当該期間の属する各年の前年の十一月三十日を経過する時におけ

